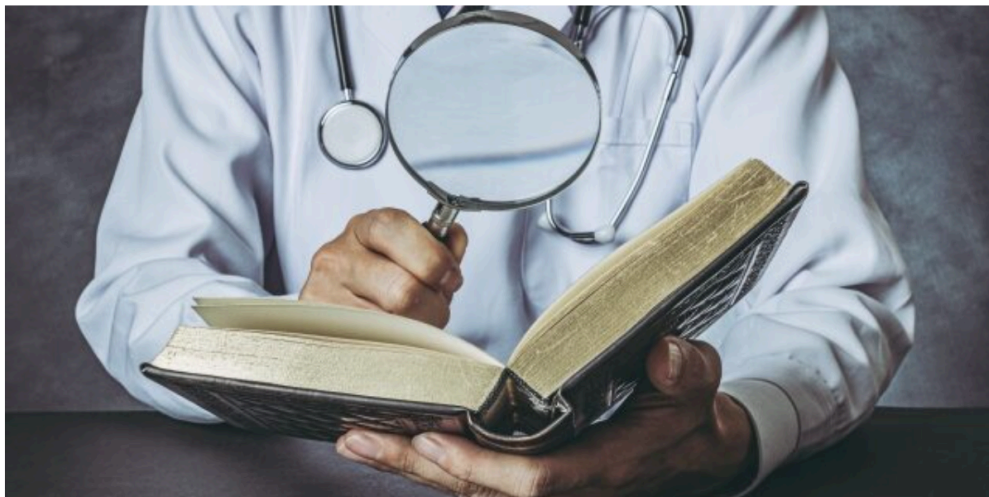


TOP > コラム

産科医療補償制度の原因分析報告書「医学的妥当性がない」ってどういうこと?!

2023.09.04

#脳性まひ #原因分析報告書 #産科医療補償制度 #産婦人科診療ガイドライン



産科医療補償制度の補償対象となったお子さん、保護者が受け取ることができる「原因分析報告書」。この報告書には、なぜ脳性まひとなったのか、ご家族が真実を知るためにとても重要な内容が書かれています。しかし、誰が読んでもわかる内容の報告書であるべきところ、実際は医学用語が多く、保護者の方々には理解しにくく、読み方を開ける先もないのが現状です。

お手元にある原因分析報告書について、どう解釈すればよいのかわからずにいるご家族へ、必要な情報を届けることができればと思っています。



原因分析報告書の医学的評価について動画でも解説しています。

産科医療補償制度とは

産科医療補償制度は、出産に伴って発症した重度の脳性まひのお子さん、そのご家族を対象とした過失の有無に関係なく補償が受けられる制度です。要件を満たし、補償対象となった場合は経済的負担の補償とともに、再発防止のための原因分析が行われます。

[産科医療補償制度のページ](#)

原因分析は何をするのか

原因分析委員会による分析

運営組織内にある原因分析委員会によって公平かつ中立的な立場で原因分析が行われ、なぜ起こったかを明らかにし、同じような事例の再発防止のために役立てられます。

原因分析委員会は、産科医や小児科医、弁護士などから構成されています。

補償対象となった全てのお子さんが原因分析の対象となり、その際に作成されるのが「原因分析報告書」です。

保護者からの意見や質問を提出することができます

補償が決定されると、まずは出産した分娩機関から提出されたカルテや検査データをもとに作成された「事例の経過」がご家族のお手元に届きます。これは出産の経緯が時系列で淡々と書かれているものなので、お産で壮絶な体験をされたご家族にとっては何とも簡単なものに感じられるかもしれません。

この事例の経過を読んで、記憶と異なることや疑問・質問を「原因分析のための保護者の意見」として運営組織に提出します。提出までの期限は30日以内とされているようですが、延長してもらうこともできます。当時の記憶を振り返ること自体容易いことではないと思いますし、難しい医学用語が並んだ書面に対して何を質問しているのかもわからないことがほとんどではないかと思えます。早くにご相談に来られたご家族と一緒に、弁護士として質問を考えるお手伝いをすることも多いです。お気持ちや疑問など気になることをすべて書いて送るとよいと思います。

原因分析報告書のページ

原因分析報告書に書いてあること

原因分析報告書は、分娩機関、保護者からの情報収集を経て作成された事例の経過をもとに、「臨床経過に関する医学的評価」を含めた最終的な分析結果を示すものです。

原因分析報告書は以下のように構成されています。

1. はじめに
2. 事例の基本情報
3. 脳性麻痺発祥の原因
4. 臨床経過に関する医学的評価
5. 今後の産科医療の質の向上のために検討すべき事項
6. 事例の経過

産科医療補償制度の申請をしてからこの報告書を手にするまで、1年以上もの時間がかかることが多くあります。真実が知りたいと行動されたご家族にとっては、長くもどかしい時間ではないかと思えます。

適切な医療だったのかを知る

原因分析報告書の「4」にある「臨床経過に関する医学的評価」を見ることで、出産の現場で行われた医療が適切だったのか、を知ることができます。ここには産婦人科診療ガイドライン等に沿った医療が行われていたかを専門家たちが評価した内容が記載されています。重要となるのはその評価に用いられる表現です。

統一的な評価にするために6つの表現パターンで分けられています。評価についての表現は次の通りです。

<医学的評価に用いる表現…表2>

医学的評価に用いる表現・解説
適確である 正確で迅速な対応である。
一般的である 「ガイドライン」で推奨される診療行為等である、または「ガイドライン」に記載されていないが、実地臨床の視点から広く行われている診療行為等である。
選択肢のひとつである 他の選択肢も考えられるが、実地臨床の視点から選択肢としてありうると考えられる場合、専門家によって意見が分かれる場合、または「産科ガイドライン」の推奨レベルC（胎児心拍数陣痛図の評価法とその対応）に関する評価を除く）で示された診療行為等に沿っていない場合に、「選択肢のひとつである」とする。
一般的ではない/基準を満たしていない 「産科ガイドライン」の推奨レベルA・Bもしくは「助産ガイドライン」で示された診療行為等が行われていない。または「ガイドライン」に記載されていない診療行為等であるが、実地臨床の視点から多くの産科医等によって広く行われている診療行為等ではない。ただし、前述のいずれにおいても、不適切、または誤った診療行為等であるという意味ではない。 ※評価の対象となる診療行為等について「ガイドライン」で基準が示されている場合は「基準を満たしていない」を用い、それ以外の場合は「一般的ではない」を用いる。
医学的妥当性がない 「ガイドライン」で示された診療行為等から著しく乖離している、または「ガイドライン」に記載されていない診療行為等であるが、実地臨床の視点から選択されることのない診療行為等であり、いずれも不適切と考えられる診療行為等である。
評価できない 診療録等に必要情報がなく評価ができない場合等に用いる。

問題があるのはここ

(※産科医療補償制度HP「原因分析報告書作成にあたっての考え方」より引用し、加筆しています。)

一般的ではない/基準を満たしていない

もし、お手元の原因分析報告書に「一般的ではない」や「基準を満たしていない」と書かれていたら、どう感じられるでしょうか？当事務所に相談に来られた方のケースを見てみます。

10分間に6回程度の子宮頻収縮を認め、以降も子宮頻収縮が継続している状況で、オキシトシン注射液を45mL/時間で継続

したことは「一般的ではない」。

あまいな表現で、ピンとこないのでしょうか。

一般的でない＝間違っている？

「一般的」ってどういうこと？と、適切な対応ではなかったというような印象をうけられませんか？

「一般的でない/基準を満たしていない」という記載は、医療行為が適切であったのか、状況にもよりますが考慮が必要な場合があります。

それでは、次の場合はどうでしょうか。

医学的妥当性がない

基線細変動減少、高度遷延一過性徐脈を認める状態で、急速遂焼を行わずに、微弱陣痛と判断しオキシトシン注射液による陣痛促進を行ったことは**医学的妥当性がない**。

「医学的妥当性がない」との記載がある場合、産婦人科診療ガイドラインに書いてあることから「著しく乖離(かいり)している」「不適切」なものであるという意味です。

つまり、行われてはならない対応であり、医療ミスとして過失を問える可能性が高い医療行為といえます。

慎重な産婦人科の先生からすると、「ありえない」医療行為だと思ふようなケースもあります。

こちらの例にはわかりやすく色づけをしていますが、実際には、ご家族にとっても重大なことが、淡々と書いてあるのです。

この「医学的妥当性がない」という記載を読んで弁護士事務所連絡した、というご家族もおられます。

ご家族の疑問を解決するためにできること

原因分析報告書は、「誰が悪い」など責任を追及するためのものではないため、もっと踏み込んだ言葉が欲しいと感じるご家族も少なくありません。当事務所ではそんな疑問に答えるお手伝いもしたいと考えています。お手元の原因分析報告書を読んで、どういうこと？問題はなかったのかな？と納得がいかにずにおられる方のお力になれたらと思います。

また、これから産科医療補償制度の申請を始めるご家族の中にも、お産をした病院の対応に疑問を持っておられる方がいらっしゃるかもしれません。

私たち医師・弁護士がかかわることで、ご家族のモヤモヤとした気持ちを整理して、今後病院に賠償責任を求める交渉も視野に入れながら、原因分析報告書を作る専門家に向けて、少しでも建設的な報告書にしてもらうよう「保護者の意見」の作成をお手伝いすることも可能です。

悩まれている方は、まず、疑問点を解決するだけでも一歩前へ進めると思っています。お気軽にお問い合わせください。



この記事を書いた人(プロフィール)

富永愛法律事務所

医師・弁護士 富永 愛(大阪弁護士会所属)

弁護士事務所勤務後、国立大学医学部を卒業。

外科医としての経験を活かし、医事紛争で弱い立場にある患者様やご遺族のために、医療専門の法律事務所を設立。

医療と法律の架け橋になればと思っています。

一覧に戻る



弁護士法人富永愛法律事務所

産科医療LABO 医療過誤 医療事故

弁護士法人富永愛法律事務所

〒569-0803 大阪府高槻市高槻町11番20号

第2領家ビル401号

tel.072-682-6233

- 産科医療LABOについて

> 産科医療LABOについて

> ご挨拶・弁護士紹介

> 事務所概要

> 医療顧問

- 産科医療補償制度とは

- 原因分析報告書とは

- 屬性まひとは

- 妊娠・出産のトラブル

- 相談の流れ・費用

> 相談から解決までの流れ

> 費用

> Q&A

- 解決事例

- 判例

- コラム

- 弁護士向けサポート

- サイトマップ

- プライバシーポリシー

相談のお申し込み



Copyright © SANKAIRYO LABO